

令和5年(フ)第159号

決 定

埼玉県深谷市常盤町61番地7

破産者 株式会社高橋園芸

主 文

本件破産手続を廃止する。

理 由

破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足すると認める。

令和6年2月27日

さいたま地方裁判所熊谷支部

裁 判 官 森 淳 子

これは正本である。

令和6年2月27日

さいたま地方裁判所熊谷支部

裁判所書記官 多 田 栄 樹

